

2015.7.1

PL レポート <2015 No.4>

■ 「PL レポート」は原則として毎月第1営業日に発行。製造物責任（Product Liability: PL）や製品安全分野における最近の主要動向として国内外のトピックスを紹介し、「解説コーナー」では、注目されるトピックスを取り上げ、解説を行います。

国内トピックス：最近公開された国内の PL・製品安全の主な動向をご紹介します。

ONITE が修理・苦情情報を基にした事故発生の予兆の提供に向けた検討を開始

（2015 年 5 月 22 日 経済産業省）

経済産業省は、産業構造審議会商務流通情報分科会製品安全小委員会において、製品評価技術基盤機構（NITE）が保有する事故情報と事故に至る前の修理・苦情情報のビックデータを活用し製品事故発生推測モデルを開発し、製品事故の未然防止に活用する方針を示した。

今回示された方針案では、大手家電量販店などに消費者から報告される「異音」「発煙」「材料（樹脂）の変色、焦げ」「電源が入らない」「漏水」「異臭」「エラー表示」「作動不良」などの修理・苦情情報を基に、NITE が事故発生の予兆となる事象を分析する。寄せられた修理・苦情情報の中から、重大事故への発展可能性が確認された場合、その情報を製造事業者や流通事業者に伝えるモデルを開発する。重大事故の予兆に係る情報を事業者に伝えることで、販売停止や自主回収などの措置を促し、事故の未然防止につなげる。

○経済産業省 長期使用製品安全点検制度の登録率向上に向けた取組みを強化

（2015 年 5 月 22 日 経済産業省）

経済産業省は、産業構造審議会商務流通情報分科会製品安全小委員会において、長期使用製品安全点検制度※で義務付けられている所有者票登録が進んでいない実態を踏まえ（登録率は平成 27 年 3 月時点で約 37%）、登録率向上に向けた強化策を実施する方針を示した。

具体的な取組みは以下のとおり。

1. 販売時の対策
 - ・ 経済産業省より販売事業者に対して、①所有者への説明の徹底、②所有者票の代行記入・登録等の協力を要請。
 - ・ 製造事業者は返送された所有者票の分析を行い、必要な対策を検討。
 - ・ 適切に対応していない事業者に対して行政が立入検査を実施。
2. 設置済み製品に対する対策
 - ・ 関係事業者が行う点検等の際に、①所有者情報の登録の確認と、②登録されていない可能性がある場合には、所有者に同意を得た上で、代行記入や登録等を行うことに対する協力を関係事業者に要請。
3. 賃貸住宅の設置済み製品に対する政策
 - ・ 賃貸住宅では、特定保守製品の所有者は、居住人ではなく賃貸住宅のオーナー（所有者）であることが多く、点検等で居住者に対し登録の確認等を行うことが困難である場合も多い。このため、賃貸住宅の所有者等に対する要請を実施。

※消費者安全法 長期使用製品安全点検制度

本制度は、長期間の使用に伴い生ずる劣化（経年劣化）により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれの多い9品目（以下）について、製造又は輸入事業者、小売販売事業者、不動産販売事業者、建築事業者、ガス・電気・石油供給事業者などの事業者、さらには消費者等が、それぞれ適切に役割を果たして経年劣化による事故を防止するための制度。

対象は、屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用、LPガス用）、屋内式ガスふろがま（都市ガス用、LPガス用）、石油給湯機、石油ふろがま、密閉燃焼式石油温風暖房機、ビルトイン式電気食器洗機、浴室用電気乾燥機。

ONITE が AC アダプターや充電器使用時の事故多発で警鐘

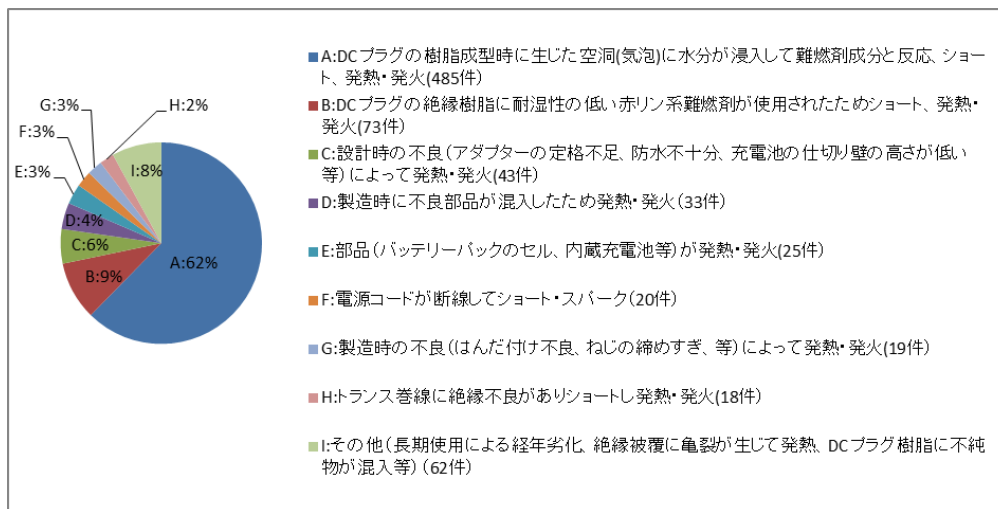
（2015 年 5 月 28 日 製品評価技術基盤機構）

5 月 28 日、製品評価技術基盤機構（NITE）は、ノートパソコンや携帯電話などに広く利用されている AC アダプターや充電器で、発熱や発火を伴う事故が多発しているとして、AC アダプターや充電器について、リコール対象の有無の確認や使用方法の注意喚起を行った。

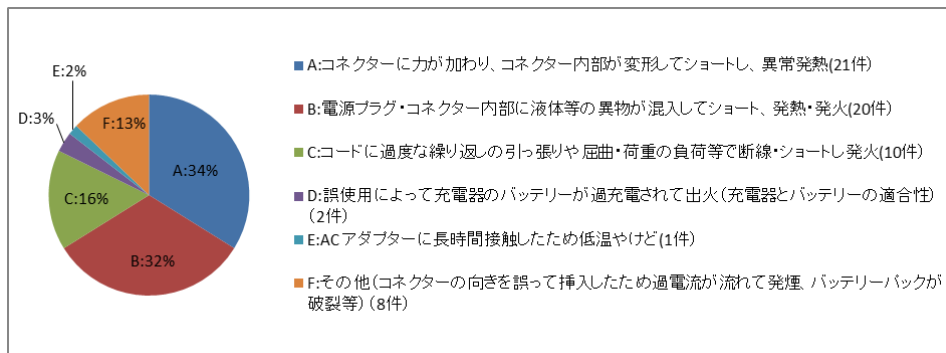
NITE に報告された AC アダプターや充電器使用時の事故情報（平成 21 年度～平成 25 年度）は 909 件あり、原因が判明したもののうち、設計・製造・表示に問題があった「製品に起因する事故」は 778 件（86%）、誤使用や不注意な使い方による「製品に起因しない事故」が 62 件（8%）であった。「製品に起因する事故」の 778 件のうち、217 件はリコール実施後の発生事故であった。

事故の現象別の被害状況は次のとおり。

■製品に起因する事故の現象別事故件数割合



■製品に起因しない事故等の現象別件数割合



○農林水産省が「農林水産物・食品輸出環境課題レポート」を公表

(2015 年 4 月 27 日 農林水産省ホームページ)

農林水産省は、4 月 27 日、「農林水産物・食品輸出環境課題レポート (2014/2015)」を公表した。これは、昨年 6 月に設置された輸出戦略実行委員会において、農林水産物・食品の輸出を拡大し、農林水産物を成長産業にするため、輸出先国・地域が求める基準・認証等の撤廃・緩和といった輸出環境問題への対応を進めていくことを議論し、その内容を踏まえ、優先的に取り組むべき輸出環境課題を整理したものである。

品目横断的な輸出環境課題（食品安全に関する規制の強化への対応等）の概要のほか、重点 8 品目※ごとに、その重点国・地域における主な輸出環境課題の概要が整理されている。

今後も上記委員会での議論等を踏まえつつ、毎年度の進捗状況や新たな課題等を整理・追加し、本レポートが更新される予定。

※重点 8 品目：加工食品、水産物、コメ・コメ加工品、林産物、花き、青果物、牛肉、茶

海外トピックス：最近公開された海外の PL・製品安全の主な動向をご紹介します。

○オバマ大統領が電気安全月間に向けて声明を発表（米国）

(2015 年 5 月 20 日 CPSC オフィシャルブログ)

5 月 20 日、CPSC (Consumer Products Safety Commission - 米国消費者製品安全委員会) は、同委員会が運営するブログで、5 月の電気安全月間に関するオバマ大統領の声明を掲載した。声明では、「電気は人々の生活を豊かにしている一方で、その使用を誤ると火災や感電といった危害を及ぼすリスクを持っており、毎年数千人の人が死傷しています。使用者自身が家庭や学校あるいは職場において、電気配線の劣化のようによく知られている事故の原因を学び、専門家による点検を受けて保護器具を取り付けたり、メーカーの取扱説明書に従って電気製品を正しく取り扱うことで、事故から身を守ることが出来るようになります。CPSC のホームページ (CPSC.gov.) からは、皆さんが電気の事故を防止し、安全に暮らすために必要なより多くの情報を得ることが出来ます」と述べている。

同ブログには声明に続いて、CPSC が消費者向けに公表している事故予防のためのガイド等が紹介されている。その中の一つである「Home Electrical Safety Check List」では、チェックリスト方式で、各家庭が 6 カ月ごとに電気コード、プラグ・コンセント・スイッチ、電化製品、ヒューズ・ブレーカー・アース等の状態を点検することを薦めている。

○米国連邦裁判所判事が販売事業者にリコール対象の磁石の販売中止を命令

(2015 年 5 月 15 日 CPSC ホームページ)

5 月 15 日、コロラド州の米国連邦地方裁判所は、小型磁石販売業者の Zen Magnets 社に対し、リコール対象製品である磁石の販売中止を命じた。

本件は、CPSC (Consumer Products Safety Commission - 米国消費者製品安全委員会) と米国司法省が、小型磁石販売業者の Zen Magnets 社とその経営者に対し、同社の取扱製品がリコールの公表後も販売されていることは、リコール対象製品の販売を禁じた Consumer Product Safety Acts (消費者製品安全法) に違反しているとして、5 月 5 日にコロラド州の米国連邦地方裁判所に販売の差し止めを求め提訴していたもの。

CPSC の調査では 2009 年から 2013 年の間に、小型で強力な磁力を持つ磁石の誤飲により、緊急救命室での処置が必要な事故が推定で 2,900 件発生していたことから、CPSC では、当該製品の販売を禁止する規制を、4 月 20 日に施行していた。

○オーストラリア リコール対象の電線が家屋や事務所に取り付けられたまま未回収 (2015年5月4日 ACCC プレスリリース)

ACCC (Australian Competition and Consumer Commission : オーストラリア競争・消費者委員会) は、昨年リコールが実施された Infinity 社製の電線の多くが、一般家庭や事務所の配線に使われたまま回収されていないことに懸念を示した。当該電線は、安全基準を満たしていない劣悪な品質のプラスチック絶縁被膜を使用しており、2016 年を過ぎると被膜の硬化が始まるとの試験結果が得られている。被膜が硬化し、破損に至れば、火災発生や感電するおそれがある。

オーストラリア全土で、数千件の家屋や事務所にこの製品が使用されており、2011 年から 2013 年の間に総延長 4,000km の販売が推定されている。4 月 26 日時点で回収されたのは 589km で僅か全体の 15%に過ぎないという。

解説コーナー：注目されるトピックスを取り上げ、解説を行うコーナーです。

昨今の食品への異物混入事故等から考える企業に求められる対応 ～企業における事故発生時の初動対応とは～

食品への異物（ビニール、虫、毛髪等）混入事故が昨今多数報告されています。農林水産消費安全技術センターが 4 月に発表した「食品の自主回収情報」によると、平成 26 年度の食品関連事業者が行った食品の自主回収件数 1,014 件のうち異物混入は 153 件となっています。（詳細は PL レポート 2015 年度第 3 号参照）

食品関連事業者においては、設備施設や従業員等の衛生管理など、食品への異物混入の防止に努めていますが、異物混入をゼロにすることは非常に難しいことでもあります。食品関連事業者においては、異物混入の防止に向けた各種対策もさることながら、異物混入はどの食品関連事業者においても起こりうるという前提に立ち、事故発生後の損失を最小化するための適切な対応をとることが求められます。

この点、昨今の報道では、記者会見など広報対応時における不手際がクローズアップされています。確かに広報対応は重要ですが、しかるべき広報対応を行う前提として、「①正確な事実確認」、「②緊急措置の指示」、「③迅速な意思疎通、情報共有化」を行うことが求められます。このいずれかが不適切または不十分であれば、その後の対策の検討や経営陣による意思決定、記者会見などの情報開示にも悪影響を及ぼすことになります。以下に、これらのポイントを解説します。

①正確な事実確認

多くの異物混入事故の情報は営業、工場、お客さま相談センターなどの顧客対応を行っている現場で最初に把握されます。この際、担当者や担当部門が細部に到るまで正確な情報を把握した上で、本社に報告しなければならないなどと考え、事実把握や当座の対応策検討に手間取っている間に事態が悪化するケースが散見されます。

このため、第一報は即座に危機管理や品質管理を所管する部門へ報告し、詳細情報は追って段階的に入れていく仕組み・ルールを定め、役職員に周知しておくことが必要になります。

②緊急措置の指示

放置すれば被害が拡大するケースにおいては、まず被害の拡大を抑えることが最優先です。一刻を争う程に緊急性の高い事案は別として、原則として現場独自の判断に委ねず、必ず事前に定められた社内関係者に判断を仰ぐことが重要です。

仮に緊急措置により事態が終息したと思えても、実は終息していない場合もあるため、この

判断が然るべき役職者を含む関係者の合意の下になされることが重要となります。

③迅速な意思疎通、情報共有化

・経営トップへの伝達

組織が縦割り構造であったり、役職の階層が多重化している等が原因で、現場で把握した情報が経営トップになかなか伝わらないケースも少なくありません。このため、明らかな危機的状況ではなくとも、そのおそれがある状況においては、経営トップまで報告を上げることや初期の段階から危機管理所管部門などに報告すること、また、報告ルート上のある役職者が不在であれば、その上位の役職者に直接報告することなどを予め定めておくことが重要です。

・段階的に判明する事実の把握

緊急時においては、様々な情報が段階的に判明します。特に事件・事故に関係する工場や店舗などが複数あり、所管部門も複数に及ぶ場合は、本社側で情報の記録を専門とする担当者を置くこと、および把握した情報は、時系列で部門毎に整理するなど、運営上の工夫を行うことが得策です。

以上のポイントを実践するためには、事故対応のルールや発生時の連絡体制などをマニュアル等により明確に定めておくことも必要です。また、事故が発生した際に、役職員は危機的状況のおそれがあることを察知し、正しく判断し行動するためにも、策定したマニュアル等に基づく役職員向け研修の実施や、異物混入事故などを想定し、経営陣や関係部署のメンバーを対象としたシミュレーション方式のトレーニングの実施などが有効です。

米国連邦裁判所民事訴訟における開示手続（ディスカバリー）の改定 ～企業における対応上の留意点について～

米国連邦裁判所の民事訴訟における開示手続、いわゆる「ディスカバリー（Discovery）」の改定が進められています。

連邦司法会議の諮問委員会が、2013年8月、ディスカバリーについて規定する米国連邦民事訴訟規則（FRCP - Federal Rules of Civil Procedure）の改定案を発表。その後、パブリックコメントを経て一部修正案が2015年4月に米国議会両院に提出されました。修正案は現在両院の承認待ちの状態であり、承認されれば2015年12月1日に施行されます。

1. ディスカバリーの特徴と改定の背景

ディスカバリーは、訴訟において訴訟当事者が互いの主張の立証のために、証拠を確保するための民事訴訟手続です。他国にも同様の手続きはありますが、米国の場合はその範囲が広範かつ厳格である点に特徴があります。

特に、製造物責任に関する訴訟（以下「PL 訴訟」）の場合には、訴訟の対象製品に関する情報が被告企業に偏在し、その開示を原告から要求されることから、ディスカバリーへいかに対応するかが、被告企業にとって重要な問題であるとともに、手間・コスト・時間の面でも大きな負担となっています。

特に日本企業が被告となった場合、ディスカバリーの方法である質問状（Interrogatories）、文書提出要求（Request for Production of Documents）、証言録取（Deposition—証人調べ）が、外国語である英語で行われ、翻訳や通訳が必要になることから、さらに負担が重いものとなります。

このようにディスカバリーは、訴訟における事実関係の立証に不可欠である半面、費用や時間がかかることが問題とされてきました。このため、今回の改定は、訴訟当事者間の協力を促進することによる当事者の負担軽減と審理期間の短縮に重点が置かれており、改正によって訴訟に関する社会的・経済的負担が軽減されることが期待されます。

2. 改定の概要

今回の改定案のポイントは、主に以下の2点となっています。

(1) 開示する証拠類の範囲（規則第26条）

現行制度上、非開示特権（Privilege）の対象とならない限り、訴訟当事者は「いずれかの当事者の申立てまたは防御に関連する一切の情報」の開示を要求することができる一方、裁判所も開示の対象を「訴訟の係争物に関連する一切の事項」とする広範な権限を与えられています。

（規則第26条(b)(1)）

これに対し、実際の訴訟運営上は、開示範囲を裁判所がその裁量により、以下のような点を考慮して決定してきました。（これを証拠開示上の均衡性（Proportionality）判断といいます。）

- ・ 係争物の価額
- ・ 争点の重要性
- ・ 争点解決における証拠の重要性
- ・ 当事者等の証拠開示負担

今回の改定案では、上記に加えて、裁判所が開示対象を決めるのに際し、「開示に要する費用が開示された証拠の係争上の価値を上回るか」も考慮し、総合的に判断することを明文化しています。

(2) 証拠の保全を怠ったことに対する制裁（規則第37条）

現行制度上、将来訴訟となるおそれがあることが合理的に予測され、また予測されるべきであった場合、当事者は電子記録情報（ESI - Electronically Stored Information）を含む関連文書を保全する義務を負い（この証拠保全義務を訴訟ホールド（Litigation Hold）といいます）、これを怠った場合、裁判所は当該当事者に対して制裁を課することができます。

例えば、被告企業のメール保存期限を超過したことから過去のメールが自動的に削除された場合のように、「電子情報システムを誠実に、通常通り運用した結果として消失した」ために、ESIを提出できなかった当事者を保護するため、前回2006年のFRCP改定時に制裁を免除する例外規定が定められています。（規則第37条(e)）

しかし、現実の訴訟においては、この例外規定の適用と制裁に関する量刑判断が、もっぱら裁判所の裁量による為、裁判を管轄する区域ごとに大幅に相違するという問題点が指摘されてきました。

改正案では、裁判所による規則第37条(e)の適用基準について、以下の通り明確化が図られています。

（改正案における規則第37条(e)の適用）

訴訟が予見されまたは訴訟上保全すべきであった情報について、消失した情報の復元や他の証拠開示で代えることができなかった場合、裁判所は、合理的な保全対策をとらなかったため消失させた当事者に対し、

- ①他の当事者が被った不利益の限りにおいて是正措置を命じることができる。
- ②他の当事者が証拠情報を使用することを意図的に欺いたと裁判所が認定した場合に限り制裁を科すことができる。

3. 企業への影響と対応上の留意点

(1) 企業への影響

企業への影響を見極める観点からは、以下の3点が注目されます。

① 今回の改定の適用対象

今回の改定は連邦裁判所の訴訟規則に関するものであり、適用対象は連邦裁判所における訴訟となります。例えば、PL訴訟は、州裁判所における訴訟の方が件数的には圧倒的に多くなっていますが、今回の改定は、こういった州裁判所における訴訟運営に直接影響するものではありません。

なお、過去には2006年のFRCP改定時に多くの州が州の訴訟関連法を改定することで追従した為、今回の改定も、今後同様に州裁判所にある程度の影響を与えることは考えられます。

② 開示する証拠の範囲の判断の困難さ

開示する証拠の範囲の改定(規則第26条))については、以下のような点から、開示対象を容易に制限する方向にならないことが予想されます。

- ・ 均衡性(Proportionality)を評価すべき開示に要する費用は見積もれるが、比較対象となる係争物の価額はディスカバリーの段階ではまだ開示途上であり、現実的には比較が困難であること
- ・ 米国の裁判所は原告の権利が不当な制限を受けることを避ける傾向が強いこと
- ・ ディスカバリーは米国訴訟手続きの根幹をなしていること

このため、いわゆるディスカバリーによる嫌がらせの様な事態を回避できる程度にとどまる可能性もあると考えられます。

③ 証拠保全の制裁に係る裁判官の裁量

証拠保全に関わる制裁(規則第37条))についても、連邦裁判所での判断がある程度平準化されることが期待できるものの、例えば、どのような場合に「他の当事者が証拠情報を使用することを意図的に欺いたと裁判所が認定」するかなど、引き続き裁判官の裁量の余地が相当程度残ると考えられます。

(2) 対応上の留意点

以上から、今回の改定によって従来に比べ被告企業が有利になるという安易な期待は禁物です。ディスカバリーの仕組みや諸外国との比較において被告企業への要求水準が非常に厳しい点などが変わるものではなく、企業においては、ディスカバリーの仕組みを十分に踏まえた上で、万一の事態にも対応できるよう、態勢整備を含めた準備を着実に進めておくべきでしょう。

規則第37条による証拠保存に係る制裁を回避する観点も含めると、企業がディスカバリーに対する態勢整備を進める上では、以下のような観点が重要となります。

- ① 訴訟につながる事故防止の観点から、平常時から製品安全管理態勢、特に市場における製品不具合等の情報を確実に収集し、迅速に対応できる態勢を整備しておくこと
- ② ディスカバリーの対象は、紙・電子情報等のあらゆる媒体の情報であり、これらすべての情報に係る管理態勢(保存対象や保存ルール of 明確化等を含む)を整備しておくこと
- ③ 近年多くの企業で膨大な電子情報を管理するため電子情報の自動削除が行われているが、正しく市場情報を受信し、製品に関する異常情報を迅速に把握することにより将来訴訟となるおそれを合理的に予測し、「訴訟ホールド」が実施できる体制を社内のPL訴訟対応部門・IT部門も含め全社的に構築すること

インターリスク総研の製品安全・PL 関連サービス

- ・株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアランスグループに属し、リスクマネジメントに関する調査研究及びコンサルティングを行う専門会社です。
- ・本号の記事でも取り上げておりますように、リスクアセスメントの実施を含めた製品安全管理態勢の構築・整備は、事業者の皆様にとってますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、経済産業省より「リスクアセスメント・ハンドブック（実務編）」、「製品安全に関する事業者ハンドブック」策定を受託するなど、リスクアセスメントや製品安全に関し、豊富な受託調査実績があります。
- ・また、製品安全に関する態勢構築・整備のご支援、新製品等個別製品のリスクアセスメントなど、製品安全管理全般にわたり、多くの事業者の皆様のニーズに対応したコンサルティングをご提供しています。
- ・弊社ではこのような豊富実績をもとに、製品安全・PL 対策の総合コンサルティングサービス「PL MASTER」をご用意しています。

製品安全・PL 対策の総合コンサルティングサービス「PL MASTER」

PL Master
【製品安全・PL（製造物責任）対策 総合コンサルティングサービス】

株式会社 インターリスク総研
MS&AD INSURANCE GROUP

「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研事業リスクマネジメント部 CSR・法務グループ（TEL. 03-5296-8912）、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2015